

令和3年度介護報酬改定における経過措置事項について

令和5年度介護保険事業者集団指導資料

令和3年度介護報酬改定に係る経過措置事項

○感染症対策の強化 対象:全サービス(P3~4)

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。

- ・施設系サービス:現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施
- ・その他サービス:委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等

○業務継続に向けた取組の強化 対象:全サービス(P5~7)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を義務づける。

○無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ 対象:全サービス(無資格者がいない訪問系を除く)(P8)

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置を義務づける。

○高齢者虐待防止の推進 対象:全サービス(P9~11)

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

経過措置(努力義務)期間終了後、令和6年4月1日からは義務化される。

感染症対策の強化

必要な取組 主なポイント(対象:全サービス)

①委員会の開催

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催。
- ※感染対策の知識を有する外部の者の活用が望ましい。
- ・開催頻度は、施設系:3か月に1回以上、訪問・通所・居住系:6か月に1回以上
- ・構成メンバーの責任及び役割分担を明確化とともに専任の感染対策を担当するもの(感染対策担当者)を決める
- ・委員会の結果について従業者に周知徹底を図る
- ・テレビ電話装置等を活用して行うことも可能。

②指針の整備

- 「感染症の予防及びまん延防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対策を規定。
- 【平常時】
- ・事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等
- 【発生時】
- ・発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等
 - ・発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制の整備及び明記
- ※記載内容は「介護現場における感染対策の手引き」を参照
(厚生労働省URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>)

感染症対策の強化

必要な取組 主なポイント(対象:全サービス)

③研修の実施

- ・従業員に対する「感染症の予防及びまん延防止のための研修」を実施。
- ・研修内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものであること。
- ・定期的(施設・居住系:年2回以上、訪問・通所系:年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。
- ・研修実施内容の記録をすること。

※研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じ行うこと。(厚生労働省URL:
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html)

④訓練(シミュレーション)の実施

- ・実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練(シミュレーション)を定期的(施設・居住系:年2回以上、訪問・通所系:年1回以上)に行うこと。
 - ・指針や研修内容に基づき、事業所内の役割分担や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施する。
- ※訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地での実施を適切に組み合わせながら実施することが適切

業務継続に向けた取組の強化

必要な取組 主なポイント(対象:全サービス)

①計画の策定

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画:BCP)を策定。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

記載内容 (必須項目)

【感染症に係る業務継続計画】

- a 平時からの備え(体制構築・整備・感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

【災害に係る業務継続計画】

- a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- c 他施設及び地域との連携

想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。(感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。)

業務継続に向けた取組の強化

必要な取組 主なポイント(対象:全サービス)

②研修の実施

- ・従業員に対する「業務継続計画」について研修を実施。
 - ・研修内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を従業員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものであること。
 - ・定期的(施設・居住系:年2回以上、訪問・通所系:年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。
 - ・研修実施内容の記録をすること。
- ※感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

③訓練(シミュレーション)の実施

- ・感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施するケアの演習等を定期的(施設・居住系:年2回以上、訪問・通所系:年1回以上)に行うこと。
- ※感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。
- ※訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地での実施を適切に組み合わせながら実施することが適切。

業務継続に向けた取組の強化

必要な取組 主なポイント(対象:全サービス)

④参考資料 業務継続計画の各項目の記載内容については次の資料を御参照ください。

- ・「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」
(厚生労働省URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001052442.pdf>)
- ・「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
(厚生労働省URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>)

厚生労働省ホームページにて、研修動画及び例示入りひな形が掲載されていますので、各自御確認ください。

- ・「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」
(厚生労働省URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

必要な取組(対象:全サービス(無資格者がいない訪問系サービスを除く))

- ・介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現していく観点から、事業者は介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- ・新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対しては、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させる。

※当該義務づけの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とする。具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

【申込方法】

認知症介護基礎研修は、栃木県ホームページの開催要領等を確認した上で、専用サイトで申込みをすること。

- ・栃木県ホームページURL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/ninnchisyokaigokennsyu.html>
- ・申込専用サイトURL <https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>

高齢者虐待防止の推進

必要な取組 主なポイント(対象:全サービス)

①委員会の開催

- ・虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会「虐待防止検討委員会」を開催。
- ・管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責任及び役割分担を明確化とともに定期的を開催すること。※虐待の知識を有する外部の者の活用が望ましい。
- ・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であると限られず、個別の状況に応じて慎重に対応すること。
- ・委員会は相互に関係が深いと認められる他の会議体と一体的に設置、運営することも差し支えない。
- ・委員会の検討内容の結果について従業者に周知徹底を図る。
- ・テレビ電話装置等を活用して行うことも可能。

検討内容

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

高齢者虐待防止の推進

必要な取組 主なポイント(対象:全サービス)

②指針の整備

次のような項目を盛り込んだ「虐待の防止のための指針」を整備すること。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③研修の実施

- ・従業員に対する虐待の防止のための研修を実施。
- ・研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うもの。
- ・定期的(施設・居住系:年2回以上、訪問・通所系:年1回以上)な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること。
- ・研修実施内容の記録をすること。

※研修は事業所内での研修で差し支えない。

高齢者虐待防止の推進

必要な取組 主なポイント(対象:全サービス)

- | | |
|---------------|---|
| ④担当者の
設置 | 事業所における①～③に掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこと。
※当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 |
| ⑤運営規程
への記載 | ・運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること。 |

法令

市条例	<ul style="list-style-type: none">・那須塩原市居宅介護支援事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則(平成30年3月30日規則第23号)・那須塩原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則(平成26年3月26日規則第11号)・那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則(平成24年12月27日規則第48号)・那須塩原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める規則(平成24年12月27日規則第47号)・那須塩原市介護予防・日常生活支援総合事業の指定第一号事業の人員、設備及び運営並びに指定第一号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則(平成29年3月31日規則第9号)
省令	<ul style="list-style-type: none">・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日号外厚生省令第38号)・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日号外厚生労働省令第37号)・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日号外厚生労働省令第34号)・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日号外厚生労働省令第36号)
解説	<ul style="list-style-type: none">・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について (平成11年7月29日 老企第22号)・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について (平成18年3月31日 老振発第0331003号、老老発第0331016号)・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)